

玄海原発 3 号機、4 号機の再稼働を進める動きに反対し 強く抗議する声明

- 1 原子力規制委員会（規制委）は、2017 年 1 月 18 日、定例会合で、九州電力玄海原発 3 号機、4 号機が新規制基準に適合しているとする審査書を正式決定し、九州電力の設置変更申請を許可した。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命・身体の安全を第一と考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この規制委の許可等、玄海原発 3 号機、4 号機の再稼働を進める動きに対し反対し、強く抗議する。

- 2 2016 年 4 月 14 日、マグニチュード 6.5（最大震度 7）、16 日にはマグニチュード 7.3（最大震度 7）の大規模な地震が連続して熊本で起こり、多数の家屋が倒壊し、交通網が寸断されるなど甚大な被害をもたらされたことは記憶に新しい。気象庁は、この熊本地震について「大きな地震が 2 回起こり、震源が広域に広がる過去に例がない形で、今後の予測は難しい」と述べるなど、地震についても現在の科学では十分な予測ができないことが改めて明らかになった。

玄海原発 3 号機、4 号機に重大な影響を与える大規模地震等の自然災害が今後起こりえないとは誰にも言えない。

それにもかかわらず、規制委は、規制委の前委員長代理を務めた島崎邦彦氏が地震動の過小評価の危険が有ると指摘した手法を用いて審査しており、玄海原発近傍の活断層における地震動の過小評価の懸念が残る。

また、規制委は、一般からの意見公募における、繰り返し地震を想定するように耐震基準の見直しを求める意見に対しても、「直ちに新基準を見直す必要があるとの知見は得られていない」とし、審査書案からの変更は語句の修正にとどめた。

安全神話を過信した結果、福島第一原発事故による未曾有の被害を経験した我が国は、その教訓を忘れることは許されない。人間の力で自然の脅威から安全性を確保できるなどという驕りは捨て去るべきである。

3 また、玄海原発の使用済み核燃料を保管するプールは、すでに8割が埋まっており、玄海原発3号機、4号機が再稼働すれば、そのプールは約5年後には使用済み核燃料で満杯になる見込みである。中間貯蔵施設の設置計画など未だ具体化されておらず、使用済み核燃料をどこでどのように管理していくのか、まったく不透明であるのが現状である。

4 さらに、住民の避難計画にも課題が残されたままである。すなわち、玄海原発3号機、4号機の場合、原子力災害に備えて事前に避難計画の策定を義務づける30km圏内にあるのは、佐賀県以外に福岡県と長崎県も含む7市1町であり、島も点在し、約2万人が17の離島に暮らしている。船舶を使った避難には、悪天候のため避難できずに孤立するおそれがあり、住民が退避する施設も未整備である。

それにもかかわらず、玄海原発3号機、4号機の再稼働を進めることは人命軽視との非難を免れない。

5 以上より、自由法曹団は、規制委による玄海原発3号機、4号機の新規制基準の適合決定等、再稼働を進める動きに反対し、強く抗議する。

2017年1月23日

自由法曹団 団長 荒井新二